



2020年9月10日

各 位

会 社 名 株式会社コジマ
代表者名 代表取締役専務 荒川 忠士
(コード番号 7513 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画本部
経営企画部長 宮坂 貞広
TEL 03-6907-3114

親会社である株式会社ビックカメラとの役務提供等に係る費用負担に関する契約締結（再締結）のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社である株式会社ビックカメラ（以下「ビックカメラ」といいます。）との間で2019年10月9日付けで締結した「役務提供等の対価支払いに関する契約書」（以下「本旧契約」といいます。）及びこれに付帯する覚書（以下「本旧覚書」といい、本旧契約及び本旧覚書を合わせて「本旧契約等」といいます。）に関し、2019年9月1日以降の実際の役務提供等の運用実績を検証した上で、改めて役務提供等に係る費用負担に関する契約（以下「本契約」といいます。）及びこれに付帯する覚書（以下「本覚書」といい、本契約及び本覚書を合わせて「本契約等」といいます。）を再締結することについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本契約等締結に至る経緯

当社は、2019年10月9日、ビックカメラとの間で、ビックカメラが当社に対して無償で提供してきた各種役務について、2019年9月1日以降、当社がビックカメラに対し対価を支払うものとする内容を内容とする本旧契約等を締結いたしました。当社は、本契約等を改めて再締結するにあたり、本旧契約等の内容を事後的に検証いたしました。（本旧契約等に関する詳細につきましては、2019年10月9日付けで開示いたしました「親会社である株式会社ビックカメラとの役務提供等に係る費用負担に関する契約締結のお知らせ」をご参照ください。）

その結果、当社は、本旧契約等において見直すべき点を見直し、本契約等の内容の合理性を検討した上で、当社とビックカメラとの間の取引においてビックカメラから提供される役務等の価値及び提供の実態を適正に反映した費用を分担するために本契約等を再締結することといたしました。また、当社が本契約等に基づきビックカメラに支払う対価は、PB商品（プライベート・ブランド商品）の開発に積極的に利用するほか、引き続き両社で使用できる物流システム及び情報システムの開発に投資される予定であることをビックカメラに確認しており、当社はこうした投資の成果も有効に活用して、当社自身の企業価値の向上を一層推進して参ります。

2. 本契約等の内容

(1) 概要

当社とビックカメラとの間の取引について、①ビックカメラから当社に提供されている仕入れ、販売、経営戦略に係るノウハウ及びブランドの使用許諾に基づく対価の支払い、②ビックカメラより当社に提供されている、物流関連業務に係る費用負担の適正化、③ビックカメラが行っているテレビCMなどの広告宣伝に

係る当社の費用負担に関し、独立当事者間としての公正な取引価格として認められる基準により、当社からビックカメラに支払うことを合意するものです。

(2) 相手方 株式会社ビックカメラ

(3) 契約締結日 2020年9月10日

(4) 契約期間

2020年9月1日から2021年8月31日までの1年間とし、本契約等の継続の要否及び条件の変更等については、原則として本契約等締結後の状況を踏まえ、当社と利害関係のない第三者の意見を得て検討する。

(5) 対価

上記(1)に記載の役務提供の対価の合計額 約 20億円

(当期の収益計画から算出した推計額であり、実際の価格は将来の実績に応じて算定されます。)

3. 支配株主との取引に関する事項

本契約等の締結は、当社の発行済み株式の50%強を保有する当社の親会社である株式会社ビックカメラとの取引となり支配株主との取引に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2019年11月29日に公表したコーポレートガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「当社は株式会社ビックカメラの連結対象子会社であり、同社は当社の親会社であります。親会社との取引条件については、ほかの取引先と同じく特別な取引条件はございません。また、当社では業務遂行に関する意思決定の中核機関として取締役会を位置づけており、親会社との重要度の高い取引が発生する場合には、取締役会での適正な審議が行われます。さらに内部統制強化の観点から、会社の業務が適正に遂行されていることを監視する体制を整備しております。」と定めております。

当社は、上記指針上「親会社との重要度の高い取引」に該当するとの理解の下、親会社との取引条件について、取引の合理性、取引条件の妥当性について、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる取引条件であるかどうかという観点に基づき、取締役会において、後述する公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じつつ、慎重に検討を行いました。

これらの結果、当社としては、本契約等の締結は相当性を有するものであり、かつ、当社の将来の成長戦略を踏まえて当社自身の企業価値の向上に資するものであると判断しており、少数株主の保護の方策に関する指針に適合するものであると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約等における対価につきましては、当社の独立役員である社外取締役2名からも、本契約等の締結は、少数株主にとって不利益なものでないとの意見を受領しております。

また、当社役員である木村一義氏、塚本智明氏、宮嶋宏幸氏及び安部徹氏は支配株主の役職員を兼務しているため、本件意思決定の決議に参加しないこととして、利益相反を回避しております。

4. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響については、今後公表予定2021年8月期の業績予想に織り込む予定であります。

以上